**平成２８年（フ）第１９６３号**
大阪市港区港晴４丁目15番４号ファインウエザーハイツ　２Ｂ号
債務者　中田　治夫
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２０３２号**
大阪市旭区大宮４丁目16番17号　都アパートＡ－７
債務者　河内　　薫
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１０１号**
函館市松陰町８番16号
債務者　国松　綾花
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第１９号**
宮城県東松島市あおい１丁目８番地６　市営あおい住宅Ａ－14号室、前住所宮城県東松島市赤井字星場312番地１　上区ふれあい公園応急仮設住宅　１－３号室
債務者　川村　和之
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２８年（フ）第４１号**
山形県東根市一本木３丁目１番32－115号デュエリング３－105
債務者　丸山　　亨
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第５２号**
山形市城北町１丁目21番19号　ハイツ千代田202号
債務者　白井　明夫
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第５５号**
山形県寒河江市大字西根892番地
債務者　後藤　靖子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第５９号**
山形県天童市老野森１丁目12番11－11号　美すずコーポ
債務者　岡田　大佑
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３３６号**
名古屋市中川区清船町３丁目１番地の１　清船南住宅２棟208号
債務者　篠宮　隼人
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３８号**
山口県周南市古川町８番17号、前住所山口県周南市大字富田2964番地
債務者　田中　康男
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２８年（フ）第４１８号**
埼玉県川口市西青木３丁目６番２号　メゾンド西青木103号
債務者　山嵜　　学
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第４３４号**
埼玉県新座市北野３丁目21番16号　ヴァーレイ・ハイツ23　301号室
債務者　松田　勝哉
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第４３５号**
埼玉県新座市北野３丁目21番16号　ヴァーレイ・ハイツ23　301号室
債務者　松田久美子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１６号**
愛知県知立市八ツ田町１丁目24番地12
債務者　牧山　　恵
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 破産手続終結

**平成２７年（フ）第１５９５号**
福岡市早良区西新５丁目１番16号森田ビル１階
破産者　株式会社ｇａｒｄｅｎ
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２７年（フ）第２３１号**
盛岡市津志田南２丁目６番10号
破産者　株式会社新和薬品
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第１４１号**
北海道帯広市西４条南22丁目６番地　メゾンドール明星303、開始決定時の住所北海道帯広市西23条南３丁目56番地19
破産者　村瀬　　修
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係